

平成24年度教育委員会事務点検評価(平成23年度実施事務事業)評価表

1 事務事業の基本事項

整理番号 32

事務事業の名称	指定文化財管理事業		担当部課	教育委員会 生涯学習部 社会教育課		
			電話番号	04 - 2953 - 1111 内線 5674		
実施期間	昭和 51 年度 ~					
総合振興計画における位置づけ	5 章	人を育み文化を創造するまちをめざして	実施根拠	文化財保護法		
	5 節	市民文化の振興と国際化への対応				
	施策 50	創造性豊かな文化の振興	個別計画の名称	狭山市生涯学習基本計画		
事業区分	<input checked="" type="radio"/> 自治事務 <input type="radio"/> 法定受託事務 <input type="radio"/> 法定受託事務+自治事務					
事業開始の背景等	長い歴史の中で、今まで伝えられてきた貴重な文化財については、これを保存し、後世に継承するとともに、広く公開することが求められている。					

2 事務事業の目的・内容

目的	貴重な文化財を保存し、後世に継承するとともに、広く市民へ公開することにより、市民の郷土の歴史や文化財に対する理解を深め、愛護意識の高揚を図る。					
対象	埼玉県指定文化財・狭山市指定文化財等					
活動内容	市内には、県指定文化財が8件、市指定文化財が45件ある。市の管理している史跡などの文化財に対する除草剪定等の管理や指定文化財説明板の整備等に取り組むとともに、指定文化財の管理・修理等のための事業に対して補助金を交付した。また、民俗芸能の継承に取り組む、入管の獅子舞保存会他5つの団体に対して補助金を交付した。加えて、遺跡出土品展を開催し、発掘調査によって出土した埋蔵文化財の公開にも努めた。					
(下段)前年度の方向性に対する改善活動	(前年度方向性評価)					
	継続					
環境配慮						
実施形態	<input type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 全部委託 <input checked="" type="checkbox"/> 一部委託 <input type="checkbox"/> 指定管理 <input checked="" type="checkbox"/> 補助・負担 <input type="checkbox"/> その他()					

3 事務事業の実施状況と成果

区分	指標名	区分	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	目標値の根拠・考え方
(実施動向指標)	指定文化財の件数(県・市)	目標値	件	53	53	53	55	文化財調査にもとづき設定
		実績値		53	53	53		
		達成率		100.0%	100.0%	100.0%		
	民俗芸能等の存続件数	目標値	件	16	16	16	16	実績をもとに設定
		実績値		16	16	16		
		達成率		100.0%	100.0%	100.0%		
(成果指標)		目標値						
		実績値						
		達成率						
		目標値						
		実績値						
		達成率						

4 事業費

		区分	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	
経費	直接費	予算額	千円	1,433	1,307	1,834	1,637	
		決算額	千円	1,401	1,208	1,851		
		財源内訳	国県支出金	千円				
			その他特定財源	千円				
	一般財源		千円	1,401	1,208	1,851		
	人件費	従事職員数	人	0.25	0.25	0.25		
		人件費(従事職員数×平均給与)	千円	2,299	2,248	2,252		
		事業費計(直接費決算額+人件費)	千円	3,700	3,456	4,103		
効率性指標	指標名	指定文化財数	件	53	53	53	※1単位当たりの経費	
	単位コスト	指定文化財1件当りの経費	円	69,811	65,208	77,415		

5 事務事業の評価

◆第一次評価(担当課による評価)

項目	評価の視点	評価	評価理由
個別評価	必要性	4 前年度	貴重な文化財については、指定を図ってこれを保存し、後世に伝えていくとともに、広く公開することにより、市民の郷土の歴史や文化財に対する理解を深め、愛護意識を高めていく必要がある。
		4	
	有効性	4 前年度	貴重な文化財に対して、これを保存し、後世に伝えていくために補助金を交付しているが、これにより、指定文化財となっている民俗芸能をはじめとする大部分の無形文化財は、保存会などによって、保存継承が図られている。また、有形文化財は、個人や寺社が所有し、善良に保存が図られている。
効率性	4 前年度	4	指定文化財は、大部分が所有者である個人や寺社及び保存会により管理されており、文化財の修理・保存等の事業に関する経費は、所有者負担が基本となる。そのため、補助金の支出などについて、市の経費負担は限られたものになっているが、文化財の保存・継承が効果的に行われるよう継続的に取り組んできている。
<5段階評価> 5:極めて高い 4:高い 3:普通 2:低い 1:かなり低い			
今後の方向性	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 内容の見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 完了		
貴重な文化財を後世に伝えるため、引き続き、指定文化財のうち、有形文化財については管理者の協力により保存を図るとともに、無形文化財については保存会の活動を支援して保存・継承を図る。そして、適切な助成を行い、文化財の保存・継承に努めていく。また、市内にある貴重な文化財の保護の上からも、新たな文化財の指定に向けて取り組みを進める。			

6 その他(学識経験者の意見等)

文化財の保護は次の時代に向けての価値の継承であり、市民生活と郷土の歴史と文化を守り、伝え、発展させていく基礎になるものである。有形・無形文化財について、市民が関心を持ち、保存していくためには、市民の社会教育活動、生涯学習活動と結びついた取り組みや、社会教育施設や学校の事業と関連させた取り組みが必要になると思われる。ともすれば「保存すればよい」と「静的」に捉えられがちであるが、市民活動とのかかわりを持った事業としていく必要がある。